

## 中世末期における動詞連用形の音便現象について

— 身延文庫蔵『神道私抄』の場合 —

田野村 千寿子

(武庫川女子大学文学部国文学科)

## On the Euphonical Phenomenon in the “Renyo” Forms of Japanese Verbs at the End of the Middle Ages

— In the Case of the “Shinto-shisyō”

Owned by the Minobu Library —

Chizuko Tanomura

*Department of Japanese, Faculty of Letters,*

*Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663, Japan*

The Japanese language is considered in its historical research to have undergone all sorts of linguistic changes in the Middle Ages—from the Kamakura period to the Muromachi period.

By focusing our investigation on the literature entitled “Shinto-shisyō”, which was written toward the end of the Middle Ages, we explored and discussed the euphonical phenomenon detected in the “Renyo” forms of verbs, which is one of those changes in Japanese. The phenomenon includes for example the one in which “kaki-te” in classical writing will be transformed into “kai-te” in contemporary usage. As a result, we have found that different verbs show different velocities in the fixation of their euphonical usage and also pointed out that there seemed to be some difference in euphony between written and spoken words.

### 1. はじめに

古代語において任意的であった音便現象は、中世末期ごろから次第に勢力を拡大し、現代の標準語(以下、単に「現代語」と記す)においては、活用形のひとつとしての位置を占めるようになる。しかし、その変化過程は、国語史上の問題のひとつであり、従来から多くの研究成果が発表されている。中世末期に限っても、抄物や狂言など、考察対象となり得る資料は少なくなく、そうした方面からの研究も多い。

たとえば、抄物を国語資料として扱う場合、その種々の性格が重要な要素となることは周知のことであろう。作成者の生活圏や学問系統、漢文注とカナ抄、手控と聞書、編集や書き入れの有無、転写過程など、考慮せねばならない問題点は多い。従来、抄物作成者として知られた禅僧や博士家の人々の周辺において、日蓮宗の僧侶たちによっても講義活動が行われ、その記録が、抄物に類する資料として存在することは、あまり知られていない。

本稿では、そうした文献のひとつである『神道私抄』を国語資料として扱い、そこに現われた言語事象について考えてみようとするものである。ここでは特に動詞連用形の音便現象に焦点を絞り、その調査結果に基づいて検討を加えた。<sup>1)</sup>

## 2. 国語資料としての『神道私抄』

整理番号	部一他山三十号, 著者一日珙, 号一, 冊一, 冊二,
外題	神道同一鹹味鈔 上, 神道同一鹹味鈔 下
内題	神道私抄
刊写年時	江戸初期写
残存	全
保存	並
蔵書印	「日蓮花押」蔵書印(各冊末)
跋文	頂妙寺僧正日珙聖人撰集神道談義抄 都合六冊
表紙	茶色, 文様なし
装丁	袋綴
見返し	本文共紙
材料	楮紙
寸法	表紙 上下巻共 縦 27.0cm 横 20.5cm
紙数	(表紙以外) 上巻 112 丁, 下巻 116 丁 (遊紙) 上巻 後 1 丁, 下巻 後 1 丁
一面行数	上巻 10~11 行, 下巻 8~11 行
書入れ	有り, 同筆で墨
用字	漢字片仮名交じり

『神道私抄』の諸本<sup>2)</sup>のうち, 身延文庫蔵本を底本として調査対象とした。保存状態も比較的良く, ある程度まとまった分量を有しており, またその内容から, 文献の成立状況を知ることができる。『神道私抄』は, 天正 18 年(1590)に京都頂妙寺で, 関西を中心に活躍していた日蓮僧の僧侶, 日珙が日本書紀神代巻について 28 日間にわたって講義したその記録である。講義の日程も記され, 「第一座, 二月一日」「第二座 二月二日」というように 1 日分ずつの講義内容が順につづられている。講述者は日珙で, 筆記者は日重である。講義の聞き書きが基礎となって成立したものであり, 日本書紀の注釈書という性格も有している。

以上のように, 成立時期, 成立場所, また作成状況について特定できるという点は, 国語資料として扱う際には, 重要な要素であるといえよう。この『神道私抄』から, 当時の言語事象の一端を知ることが可能であるが, ここでは特にその音便現象を中心に考えていきたい。

## 3. 音便現象の整理

さて, 『神道私抄』に見られる, 動詞連用形と助動詞「タ」(および「タリ」〈カ行四段活用動詞〉) (表 1) 「タル」など), 助詞「テ」(および「テハ」「テモ」など)の連続における音便現象について, 整理してみたい。音便が生じるのは, 四段活用動詞, ナ行変格活用動詞, ラ行変格活用動詞に限られている。

『神道私抄』では, 片仮名表記で表記されているものが多いが, 語幹部分は, 便宜上適当と思われる漢字表記に改めて終止形で示すことにする。また, 活用語尾の無表記によって, 音便形であるか非音便形であるか, またどのような音便形であるかが判定できないことがある。例えば, 「指タ」は, 「サシタ」とも「サイタ」とも読むことができ, 「慎タ」は, 「ツツシウダ」とも「ツツシウダ」とも読むことができる。したがって, そうした用例は考察対象から除外し, 用例数にも含まないものとする。以下に掲げる表には, 動詞の終止形と, 音便形・非音便形ごとの出現回数を示した。なお, 空欄は, 出現回数 0 を表わすものとする。また, 必要に応じて下接語による音便化率も示した。

## 4. カ・ガ行四段活用動詞について

〈表 1〉に示すように, カ行四段活用動詞は, 例外なくイ音便化している。また, ガ行四段活用動詞も用例は 3 例と少ないながら, すべてイ音便化している。『神道私抄』からみる限り, カ・ガ行四段活用動詞の音便化率は 100% であり, 下接語による影響関係を見ることが有益でないため, 省略した。カ行四段活用動詞において, 音便状況を調査できた対象語は, 38 例におよび, ガ行四段活用動詞の 3 例をあわせ, カ・ガ行四段活用動詞と一括して考えるならば, 41 例の用例すべてがイ音便化しているという

終止形	イ音便	非音便
置ク	1	
書ク	7	
搔ク	3	
片付ク	1	
扱ク(コク)	1	
咲ク	2	
割ク	1	
敷ク	2	
好ク	1	
着ク	1	
付ク	5	
取付ク	1	
取巻ク	1	
泣ク	1	
鳴ク	1	
退ク(ノク)	1	
吐ク	1	
響ク	1	
吹ク	2	
巻ク	1	
磨ク	1	
行ク(ユク)	1	
湧ク	1	
用例数	38	0

状況である。カ行四段活用動詞は、おそらくすでに現代語と同様、イ音便（カ行四段活用動詞）〈表2〉  
形が形態的に定着していたといつてよいであろう。

しかし、現代語において例外的に促音便形となる「行ク」については『神道私抄』では、「ユイテ」というイ音便形で記されている。ちなみに終止形も「ユク」と表記されている。終止形が「イク」を採用していないことは、重要なことで、「イク」ならば、イ音便を起こすことによって「イイテ」「イイタ」と母音連続の形となる。つまり、そうした現象を避けるために、他のカ行四段活用動詞からみて例外的な「イッテ」という促音便形への変化過程を採るに至った経緯を推測することができる。終止形が「ユク」と認識されていたからこそ、「ユイテ」というイ音便化が可能であったといえよう。

終止形	イ音便	非音便
漕グ	1	
注グ	1	
剥グ	1	
用例数	3	0

現代語においては、「イッテ」という促音便形が通常の形態となるが、その定着までの過程の中に一時的あるいは地域的な、「ユイテ」という、他のカ行四段動詞の変化過程からみて統一した形態であるイ音便形が存在したことを『神道私抄』の用例から確認することができるのである。

公ヲ能ヤウニ仕舞テカラ、伊勢へユイテ猿田彦ノ神ト夫婦ニナラレタソ。 (下、十九オ11～ウ1)

また、「コク」の音便形は、「ウデヲコク」という、俗語的な表現の中に見られるもので、次のように用いられている。

如基本ノ威光ノアル神テハナフテ、小ウテヲコイテエセエセシイ神ソ。 (下、四オ3～4)

以上のように、『神道私抄』においては、カ・ガ行四段活用動詞のイ音便化率は100%であり、「ユイテ」の用例も含めて、イ音便形が形態的に定着していたことを知ることができるのである。

## 5. サ行四段活用動詞について

現代語では、サ行四(五)段活用動詞が「テ」「タ」に接続する時、音便現象（サ行四段活用動詞）〈表3〉  
を起こすことはない。ほとんどの四段活用動詞の音便化がすすみ、ひとつの活用形として定着する方向に向かうなかであって、このサ行四段活用動詞だけは、中世期にイ音便化を起こしながら、他の音便現象からは逆行するかのようになり、音便形が衰退し、原形を保つ方向、あるいは原形へ戻るといふ方向で、現代語への変化過程へとつながってくる。つまり、音便化を生じながら、他の四段活用動詞のように助長されずに、現代語においては、非音便形が通常であるという状況となった。

終止形	イ音便	非音便
遊バス	2	
射殺ス	1	
写ス	2	
起コス	2	1
落トス	1	
隠ス	1	
殺ス	2	
指ス	1	1
差ス	1	
点ス(トボス)	1	
成ス	3	
直ス	1	
伏ス		2
膨マス	1	
用例数	19	4

さて、そうした一般的経過を採らなかったという背景があるだけに、考察対象としても重要であるが、『神道私抄』では〈表3〉にまとめたように用例総数23のうち、19例がイ音便形、4例が非音便形で記されている。参考までに下接語による音便化率も〈表3-2〉に掲げた。

用例数から見る限り、サ行四段活用動詞における音便状況は、イ音便形が優勢といえるようで、その音便化率は83%である。また、非音便形で記された動詞「起コス」「指ス」「伏ス」のうち、「起コス」「指ス」には、イ音便形で記された用例も存在する。例えば、「オコス」の場合、3例のうち2例がイ音便形で1例が非音便形で記されている。

疾風ヲハヤチト云ソ。ハヤカセヲコイテ、天ヘトリ上セタト云。奇特ナレトモ神代ノコトチャ程ニ左モアラウト可思也。 (下、十二ウ8～10)

アマリノカナンサニ妹玉依姫ヲコイテソタテサセタソ。

(下、四十六ウ1～2)

私云。(中略)又、玉依姫マテ懇ニヤシナイ立申セト云ヲコシタヲ云歟ソ。

(下、四十六ウ3～5)

この3例のうち、非音便形が用いられている3つめの用例について、そ

〈表3-2〉

下接語	イ音便	非音便	音便化率
—テ	12	1	92%
—タ	7	3	70%

の記述形態を説明しておく必要があると思われる。これは、『神道私抄』の下巻四十六丁裏に見られ、3行目の「私云」以下、四十七丁表4行目の次の項目に移る前までの12行分の記述部分の中に見いだせる用例であるが、その段落部分は、通常より二字分下げた状態で記されていて、本文に対する補足部分であることが知られるのである。

『神道私抄』は、日珖による講述を日重が筆記して成立しているが、「私云」は、日重が自分の意見を述べる際に用いた言葉である。つまり、同じ下巻四十六丁裏にイ音便形の「ヲコイテ」と非音便形の「ヲコシテ」が前後して用いられているが、後者は、「私云」に続く、段落下げの日重による補足部分に見られるものである。とすれば、当時の口語を反映していると思われる講述筆記の部分には「ヲコイテ」のイ音便形が用いられ、日重が補足した部分に「ヲコシテ」という非音便形が用いられていることを指摘できるのである。

さて、「サス」の用例においてはどうかであろうか。

此ノ宝剣サへ安徳ノ西海ニ沈玉時、二位ノ尼ノ腰ニサイテ海へ沈玉ト云へり。(上、七十ウ2~3)

八雲ノ歌ノコト大事ノ習ノアル歌ソ。歌道上ニ御存知タルヘシ。先声カ習チヤケナレトモ日本紀ニハ昔カラ声カサイテアル程ニ其次第ニヨムソ。(上、七十二ウ2~4)

皇后ハ異國降伏ノ次ノ年ノ春二月ニ都へ帰り玉。カゴサカノ王ヲシクマノ王ハ兄弟也。皇子ノ出玉ヘルヲソネミテ、竊ニタハカリ待ト聞ヘシカハ、武内ノ宿禰ニ皇子ヲハ懐メテ南海ヨリ紀伊国ニ漢ニ廻リ、皇后ノ御舟ニ難破ヲサンテ着玉。(下、六十二ウ1~4)

これら3例とも、日珖の講述部分であるが、「サイテ」というイ音便形と、「サンテ」という非音便形の両方が使用されたことを確認することができる。イ音便化が可能で、しかも実際にイ音便形で記される用例が存在しながら、「サンテ」と1例の非音便形が使用された背景について、しいて指摘するなら、「皇后」「皇子」に関する文章中で用いられているということであろうか。「サンテ」という語に至るまでの文章中には、敬意の表現が多く見られ、またそれに伴い、講義という場においてもおのずと改まった口調になったものと想像できる。そうした緊張感に導かれ、非音便形の「サンテ」が使用されたと考えることができる。

このように、サ行四段活用動詞「起コス」と「指ス」において、非音便形が用いられた背景には、講述部分でなく、筆者によって書き加えられた部分であることや敬意表現との関係という理由を見いだすことができた。つまり、『神道私抄』において「起コス」や「指ス」のように音便形と非音便形の両方が存在する語については、口語的表現としては、やはりイ音便形が優勢であり、文語的表現として非音便形を位置づけることができるとと思われるのである。

さて、イ音便形の用例がなかった「伏ス」は、『神道私抄』では、次のように非音便形で用いられている。

乾迹トハ本ノ鹿ノコトハ不及云、鹿ノフシタ頭ヲモ見スト也。本ノ鹿ハ無テ鹿ノフシタ頭カラアトト云也。(下、四十ウ6~7)

「伏ス」が音便化し難かった語であることは、狂言やキリシタン資料からの調査によって、すでに知られるところである。<sup>3)</sup>「伏ス」がイ音便を起こすと、カ行四段活用動詞「吹ク」のイ音便形と同じ形態の「フイタ」「フイテ」となる。つまり、イ音便化がほぼ定着していたカ行四段活用動詞との衝突を避けるという事情から、「伏ス」のイ音便化が定着しなかったとも考えられる。しかし、同様の事情をもつ「成ス」や「差ス」は、『神道私抄』でもイ音便形が使用されている。

「伏ス」については用例も少なく、さらに検討の必要があろうが、イ音便形の優勢が確認されるなかにおいて、「伏ス」にだけ音便形が存在しない点は、注目すべき現象であると思われる。

ここで、『神道私抄』に使用された、サ行四段活用動詞の音便についてまとめておくと、「伏ス」以外の用例、12語において、イ音便形の存在を確認することができた。また、音便、非音便の両形が存在する2語については、その使用状況からみて、口語表現としてはイ音便形の使用が優勢であったことが推測できるのである。

サ行四段活用動詞の全用例数からみれば、その音便化率は83%である。しかし、サ行四段活用動詞については、

- (1) 「伏ス」のようにイ音便形の見られない語。
- (2) イ音便と非音便形の両形が存在し、使用者の意識に左右された(ただし、口語体としては音便形が優勢と推測される)語。
- (3) イ音便形が定着していると思われる語。

というように、音便現象について個々の語による音便化の揺れを考慮する必要があるだろう。しかしながら、『神道私抄』におけるサ行四段活用動詞の音便現象は、特例の語「伏ス」を除いて、イ音便形の定着がかなりすすんでいると考えることができる。一般に、サ行四段活用動詞は音便を起こしにくい、とされるが、『神道私抄』は、明らかにイ音便優勢の一面を示しており、中世末期における音便現象の貴重な調査結果といえるであろう。

## 6. タ行四段活用動詞について

〈タ行四段活用動詞〉 〈表4〉

〈表4〉に示したように、用例数は2例だけであるが、促音便形で記されている。

人ハ陰陽テソタツタ物ソ。(上、六十六ウ10)

若以悪心射ハ天雅ニアタツテ死ネ、若以平心射ハツ、カナカレト被仰テ、  
(中略)以悪心射タ矢チャ故ニ、天雅-カ胃ニタツテ死タソ。

(下、十二オ6~8)

2番目の用例は、この文章の2行前に、「天雅ニアタツテ死ネ」の表記がみえるが、版本でも同じ箇所において「天雅ニアタツテ死ネ、(中略)天雅-カ胃ニタツテ死タソ。」とあり、「当タル」の誤まりでなく、タ行四段活用動詞「立ツ」の促音便形であると判断した。また、用例数は少ないが、タ行四段活用動詞は促音便形で、表記「ツ」が用いられていたことが知られるのである。

終止形	促音便	非音便
育ツ 立ツ	1 1	
用例数	2	0

## 7. ハ行四段活用動詞について

〈表5〉に整理したように、現代の関西方言同様、すべての場合にウ音便形が用いられている。当時、ハ行四段活用動詞については、位相、方言などにより、ウ音便形と促音便形の二種類の形態が存在していることが、明らかにされているが、<sup>4)</sup>この資料には、促音便形は現われない。おそらく、ハ行四段活用動詞においては、ウ音便形が通常の形態であり、ウ音便形がほぼ定着していたと考えられるのである。

〈ハ行四段活用動詞〉 〈表5〉

## 8. バ行四段活用動詞について

〈表6〉に示したように用例数は、2語2例だけであるが、撥音便化する現代語とは異なり、次のようにウ音便形で記されている。

サスレハ、孫ハ父ノソハニナラフテ居ルソ。(中略)孫ハ祖父ニナラウテ居テ代ヲスル故ニ下界ヘ下ルコトハ天照ノ御代官ソ。

(下、十六ウ6~十七オ1)

龍宮城ノ門ノキワニ井ノアルヲマナフテ神ノメサレタ程ニトリ井ト云タト也。

(下、四十四オ3~4)

中世後期における、バ行四段活用動詞には、撥音便化するものとウ音便化するものとの二通りがあることが知られており、マ行四段活用動詞とあわせて考察されることが多い。<sup>5)</sup>

終止形	ウ音便	非音便
言フ	1	
弄フ(イロフ)	1	
覆フ	1	
嫌フ	2	
食フ	1	
慕フ	1	
添フ	1	
揃フ	1	
違フ	3	
呪フ	1	
払フ	5	
舞フ	1	
纏フ	1	
貰フ	2	
結フ(ユフ)	2	
用例数	24	0

## 9. マ行四段活用動詞について

〈表7〉に示したように、一部の非音便形のものを除くと、ウ音便形と撥音便形の二種類の形が用いられている。いずれの音便形が用いられるかは、概して、語幹末の母音の違いによっている。すなわち、語幹がウ列の音で終わる動詞-「生ム」「汲ム」「住ム」「澄ム」「済ム」「踏ム」(注:「包ム」は、語幹がウ列音であるが、非音便形で記されているため除外例)-は、撥音化し、それ以外は、ウ音便化している。こうした見解は、すでに知られるところであるが、ここでは『神道私抄』におけるマ行四段活用動詞の音便状況を整理しておきたいと思う。

〈バ行四段活用動詞〉 〈表6〉

終止形	ウ音便	非音便
並ブ 学ブ	2 2	
用例数	4	0

まず、音便形と非音便形の関係について考えてみたい。音便形は、ウ音便形7語20例、撥音便形6語8例、

計 28 の用例が見られ、非音便形は、3 語 3 例であった。音便化率は、90% となり、マ行四段活用動詞においても、音便化がすすんでいたことが推測できるのである。非音便形の用例について検討してみると、「怪シム」は、次のように、同一の文脈においてウ音便形と非音便形が併用されており、厳密な使い分けの条件というようなものは見いだすことができない。

三輪ノ能ニスルハ、今ノ女カ昼見ヘヌト云テ、アヤシミテシタト云ソ。旧事紀ノ本説ハ孕所テ、父母カアヤシウテサウサセタト也。

(上、八十五ウ 6~7)

また、非音便形のみを用例しか見られないものにも、「親シム」「包ム」がある。おそらく、これら 2 語も音便形が存在しながら、まだ形態の定着に至らない不安定な状況が一因して非音便形が使用されたものと思われる。

妹トハ根本ヲトイノ故ソ。又シタシミテ妹ト云歟ソ。

(上、三十五オ 4~5)

甍トハ瓦フキノ時ハ棟ツ、ミタル所ソ。

(上、四十六オ 9)

『神道私抄』の音便形は、ウ音便形 7 語 20 例、撥音便形 6 語 8 例、計 28 の用例数が存在する。マ行四段活用動詞のウ音便形と撥音便形の関係であるが『神道私抄』の用例は、語幹末がウ列音の語は、撥音便形となり、語幹末がウ列音以外の語は、ウ音便となっている。つまり、この原則に従って、規則的な音便の分化を示した状況であるといえる。

一方、現代語では、一音節語は語幹末の音に関係なく撥音便となる、という原則があり、中世においても、現代語に通じるそうした原則が存在していた。たとえば表 7 の用例から一音節語を取り出すと「生ム」「汲ム」「住ム」「澄ム」「済ム」「呑ム」「踏ム」「読ム」の 8 例は、すべて、語幹末の音に関係なく、現代語では、撥音便になる語である。しかし『神道私抄』では、一音節語といえども、語幹末がウ列音である「生ム」「汲ム」「住ム」「澄ム」「済ム」「踏ム」は、撥音便形となっているが、「呑ム」「読ム」は、ウ音便形で記されており、語幹末によって音便の形態が分化していたことを示している。

また、『神道私抄』では、「呑ム」のウ音便化で次のような使用例がある。禁止を表わす「ナ〜ソ」に接続した使用例であり、本来連用形が入るところに、ウ音便形が用いられている。

龍王ノ口女ノ魚ニ異見ソ。今カラシテツリハリヲナノウソト也。(中略)

サレトモ、ソチハ一度コリタ程ニナ呑ソト口女ニ申サレタソ。

(下、四十四ウ 2~6)

さて、『神道私抄』は、バ行マ行合わせて、音便形 32 例(バ行ウ音便 4 例、マ行ウ音便形 20 例、撥音便 8 例)、非音便形 3 例で、音便化率 91% になる。これまでの他行の音便状況の調査結果と同様に、バ行マ行四段活用動詞においても、『神道私抄』の音便化率が高いことが知られるのである。

## 10. ラ行四段活用動詞について

ラ行四段活用動詞の連用形に助動詞「タ」、助詞「テ」が下接する場合、現代語では、一般に促音便形をとり、こうした状況は、室町末期のキリシタン資料にもみられる。その一方で、ほとんど同時期の国語資料である抄物では、まだ促音便化していない例がかなり見られるのである。<sup>9)</sup>

『神道私抄』におけるラ行四段活用動詞の音便状況は、〈表 8〉に示したように、34 語 52 例のうち、37 例が促音便形で、15 例が非音便形であ

〈マ行四段活用動詞〉 〈表 7〉

終止形	ウ音便	撥音便	非音便
怪シム	1		1
生ム		2	
汲ム		1	
親シム			1
住ム		1	
澄ム		1	
済ム		1	
嗜ム	1		
慎ム	1		
包ム			1
取込ム	1		
呑ム	4		
孕ム	3		
踏ム		2	
読ム	9		
用例数	20	8	3

〈ラ行四段活用動詞〉 〈表 8〉

終止形	促音便	非音便
上ガル	1	
当タル	1	
炙ル	1	
至ル		1
移ル		2
映ル		1
掛カル	2	
変ハル	1	1
切ル	1	
奇特ガル	1	
癡ル	1	
鎮マル	1	
セセル	1	
崇ル		2
謀ル(タバカル)		1
契ル	1	
作ル	1	
積モル	2	1
止マル	1	
成ル	10	
乗ル	1	
残ル	1	
昇ル		1
入ル(ハイル)	1	
図ル	1	
降ル	1	1
参ル	1	
見欲ル	1	
聚ル	1	
戻ル		1
遣ル	2	
譲ル		1
因ル	1	1
寄ル		1
用例数	37	15

る。音便化率は、71%。促音便形と非音便形の使い分けの厳密な条件は〈表8-2〉

見いだせないが、次のような種類の文脈において、しばしば非音便形が用いられるということは指摘することができる。

下接語	促音便	非音便	音便化率
—テ	20	13	61%
—タ	17	2	89%

(1) 講述でなく、日重による補足注を記した部分

(サ行四段活用動詞の項を参照)。

(2) 身分の高い人に関する記述の部分

(サ行四段活用動詞の項を参照)。

(3) 抄物のような注釈文の特徴として、原文の提示・訳・関連事項の説明という形式をとることが多い。そういった原文、もしくは訳しただけの部分で、堅い漢文口調の文章中。

ただし、これはあくまで傾向にすぎず、促音便化の有無が、すべての場合についてきれいに説明できるわけではない。むしろ、当時、このラ行四段活用動詞の音便化が、ほかの種類の動詞のそれに比べて、音便の定着率が揺れの大きい不安定な状態にあったと考えることができるであろう。

## 11. ナ行変格活用動詞について

『神道私抄』には、ナ行変格活動動詞「往ヌ」の撥音便形「インダ」という、現代〈ナ行変格活用動詞〉〈表9〉語の関西方言に通じる用例が2例見られる。

カヤウニ恥ヲカイタホトニト云テ、玉依ヒメヲト、メヲイテ、主ハ  
インダツ。(下、四十三オ4~5)

私云、此ノ説ノ時ハ、玉依一モ一旦先ツ姉ノ豊玉一ノ伴インダト見ヘタリ。

(下、四十六ウ3~4)

終止形	撥音便	非音便
往ヌ	2	

## 12. ラ行変格活用動詞について

「有ル」についての用例数は、65例を数えた。最初に断わった通り、漢字表〈ラ行変格活用動詞〉〈表10〉記で音便について判断しかねるものは省いた。ただし、促音表記「ツ」の無表記語として、「アタ」「アテ」は促音便形として用例に加えた。なお、「アタ」表記「アテ」表記とも、一例づつを数えるだけで、ほとんどが「アツテ」「アツタ」と表記されているものであった。また、「タ」「テ」接続でなく、次のような用例が見られた。

私云、太宰主ハ八幡ノ御告カ鏡カ登タラハ位ニヨカラウト申、御夢ニ  
ハ左様ノ事申トモ御同心アツソトアリ。(下、八十オ2~3)

「有ル」「居ル」について、単純に音便化率を計算すると、ラ行変格活用動詞の音便化率は、95%である。なお、非音便形の用例について検討してみると、その要因として、ラ行四段活用動詞の際と同様の傾向が認められるが、それもやはり絶対的な規範とはいえない。なぜなら、そうした要素が見られる文脈においても、促音便形が使用されている場合が多く、おそらく、促音便形がほぼ通常な形態であったものの、まだ、若干の不安定な状態を残しており、文語意識がはたらいた際などに、非音便形が用いられたことがあったと考えることができようか。

終止形	促音便	非音便
有ル	60	5
居ル	2	
用例数	62	5

## 13. 調査結果のまとめ

以上、『神道私抄』の動詞連用形の音便現象について考察してきた。その結果をまとめれば、『神道私抄』では、カ行四段活用動詞、ハ行四段活用動詞については、その文脈にかかわらず、音便化が完全に定着していたようである。また、ガ行四段活用動詞、タ行四段活用動詞、バ行四段活用動詞、ナ行変格活用動詞についても、用例数は少ないが、この資料から見る限り、音便化が定着していたと考えることができる。

他方、サ行四段活用動詞では、特定の語や文語的な文脈における非音便形の使用もみられるものの、現代語では消滅したイ音便形が、ほぼ一般化していたと思われる。マ行四段活用動詞では、語幹末の母音の種類に基づく、ウ音便化と撥音便化の分化が見られるが、音便化の有無に関しては、若干の揺れがある。また、ラ行四段活用動詞、ラ行変格活用動詞については、音便化の有無の揺れが、他の種類の動詞に比べて大きく、まだ不安定な

(田野村)

状態にあったと考えられるのである。

中世末期頃からほぼ定着に向かうといわれる、動詞連用形の音便現象であるが、『神道私抄』を資料として調査した結果、動詞の種類によって、その定着にはかなりの遅速があることを確認することができたといえよう。本稿では、『神道私抄』における動詞連用形の音便現象に焦点を絞って考察を試みたが、以上のような音便現象の傾向が、抄物資料に共通してみられるものなのか、あるいは、宗派や文化的背景によって差異がみられるものなのか、などについては、今後の課題としたい。

## 注

- 1) 『神道私抄』とはほぼ同時期に成立し、注釈書という類似した性格を有する、『長恨歌・琵琶行抄』の音便現象についてみると、その状況は必ずしも一致していない。坂詰力治「国語史上における『長恨歌・琵琶行抄』について(上)』『東洋』28-5(1991)、「国語史上における『長恨歌・琵琶行抄』について(下)』『東洋』28-6(1991)等参照。本稿では『神道私抄』の音便現象にのみ焦点を絞ったが、資料による比較検討については別稿を予定している。
- 2) 拙稿『『神道私抄』の成立—諸本の検討—』『武庫川国文』36(1990)参照。なお、本稿において、身延文庫蔵本を引用する際は、引用箇所を明記した。上巻下巻の区別を示し、漢数字は丁数をアラビア数字は行数を表わすものである。
- 3) 橋本四郎「サ行四段活用動詞のイ音便に関する一考察」『国語国文』31-4(1962)、奥村三雄「サ行イ音便の消長」『国語国文』37-1(1968)等参照。
- 4) 外山映次「ハ行四段活用動詞音便形について」『近代語研究第二集』武蔵野書院(1968)、蜂谷清人「室町末ハ行四段活用動詞連用形の音便—狂言・説教・幸若舞を中心に—」『国語学研究』18(1978)等参照。
- 5) 浜田敦「音便—撥音便とウ音便との交錯—」『国語国文』23-3(1954)、前田勇「近古末に於けるバ四・マ四の音便事情管見」『国語国文』23-9(1954)、大塚光信「バ四・マ四の音便形」『国語国文』24-3(1955)等参照。
- 6) 佐竹真次「諸学大成抄におけるラ行四段活用動詞の促音便」『言語』12-7(1973)、大塚光信「抄物とラ行四段動詞の音便形」『国語国文』46-4(1977)等参照。
- 7) この用例は、版本(元禄元年)では、禁止表現の「ナ〜ソ」に促音便形が挿入された「ナアツソ」と記されている。